

入札保証金説明書

1 入札保証金の額

見積もる契約金額の 100 分の 5 以上の金額にすること。

※入札保証金の額が足りなかった場合、その入札は無効となります。

※見積もる契約金額とは、消費税を含む金額です。

2 入札保証金の免除

次の(1)又は(2)いずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除されます。

- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を令和 8 年 2 月 13 日（金）午後 5 時までに提出した場合
- (2) 過去 2 年間の間に本県又は国（公社及び公団を含む）又は地方公共団体と同種及び同等規模の契約の履行証明書（2 件以上）を令和 8 年 2 月 13 日（金）午後 5 時までに提出した場合

3 納付書による方法

（納付方法）

- (1) 債務者登録票及び入札保証金納付書発行依頼書に必要事項を記入し、令和 8 年 2 月 12 日（木）午後 3 時までに沖縄県環境部自然保護課へ提出する（FAX 可、後日原本を提出のこと）。
- (2) 納付書を自然保護課で受取り、納付書に記載されている金融機関で令和 8 年 2 月 13 日（木）午後 5 時までに入札保証金を納める。
- (3) 納付先金融機関から受領書を受け取る。
- (4) 入札前までに当課へ受領書の写しを提出する。

（入札保証金の還付）

- ・落札しなかった場合は、入札保証金還付請求書を沖縄県環境部自然保護課へ提出し、約 2 週間後に指定された口座に振り込む。
- ・落札した場合は、納付すべき契約保証金に充当する。充当しない場合は、契約保証金を徴収後、先に納付済みの入札保証金を還付する。
- ・落札した場合、沖縄県財務規則第 101 条各号のいずれかに該当する場合を除き、契約金額の 100 分の 10 以上を契約締結前に契約保証金として納付する必要がある。